

沿岸広域振興局長告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年11月12日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩泉平井賀普代線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡田野畑村島越295番1地先から45番2地先まで	新	B 50.7～15.8 m	m 80.0
	旧	A 25.3～6.2	122.0
		B 50.7～15.8	80.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- (2) 期間 平成25年11月12日から同年12月12日まで